

「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」及び「電気事業法施行規則」の一部改正について（概要）

令和 2 年 3 月
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

1. 概要

（1）改正の概要

環境影響評価法に基づく環境影響評価（以下「環境アセス」という。）対象事業は、環境影響評価法施行令（以下「アセス政令」という。）において定められており、発電所については、一定規模以上の水力発電所、火力発電所、地熱発電所、原子力発電所、風力発電所が対象事業とされており、太陽電池発電事業については対象となっていなかった。

しかし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）の施行に伴い開始した固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。）により出現した大規模な太陽光発電施設の設置に伴い、土砂流出や濁水、生態系への影響、景観への影響等について、重大な環境影響が生じるおそれのある事業が出てくるようになった。

そこで、環境省では、「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」を昨年 8 月に設置し、本年 3 月に「既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については、法の対象事業とすべき」とする報告書を取りまとめた。

同報告書を受け、本年 4 月に中央環境審議会へ「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について（答申）」（以下、「環境省答申」という）がなされ、これを受けてアセス政令が改正され、環境アセス対象事業として太陽電池発電事業が追加されることとなった（令和元年 7 月公布、令和 2 年 4 月施行予定）。

この改正に伴い、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境アセスの主務大臣である経済産業大臣として、太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境アセスの項目、並びに調査、予測及び評価の手法等を新たに定める必要があるため、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うた

めの手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」及び「電気事業法施行規則」について所要の改正を行う。

(2) 改正を行う法令

- 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年六月通商産業省令第五十四号）（以下、省令）
- 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第七十七号）

2. 主な改正の内容

(1) 太陽電池発電所にかかる環境影響評価アセスの項目、並びに調査、予測及び評価の手法等の追加【省令（平成十年六月通商産業省令第五十四号）、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第七十七号）】

①概要

太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目、並びに調査、予測及び評価の手法等を新たに定め、所要の改正を行う。

②主な改正点

- 環境省答申においては、太陽電池発電所は、環境への影響が懸念される地域ではなく、環境への影響が小さいと想定される地域に導入することが望ましく、環境影響評価を実施する際に地域特性を考慮することの重要性を指摘した上で、環境影響が生じるおそれがある項目として、面的な土地改変による工事中の大気質（粉じん）・騒音・振動、水の濁り、土地の安定性、動物・植物・生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の発生、太陽電池発電特有の環境影響として供用中のパワーコンディショナからの騒音や反射光、撤去に伴う廃棄物が挙げられている。

他発電事業と異なる主な点は、供用時の土地の安定性、騒音、反射光による影響である。

- 本改正では、上記環境省答申の内容を受け、既存の再エネ発電事業の事業特性との相違に加え、面的な土地改変による環境影響及び既存の条例の評価項目等を加味して、第二種事業の判定の基準（省令第十六条）、簡易な方法による環境影響評価（電気事業法施行規則第六十一条の二）、環境影響評価項目の選定（省令第二十一条）、手法の選定（省令第二十三条）について「太陽電池発電所」の項目を追加する。
- なお、法対象事業における評価項目については、基本的事項を踏まえて事

業の種類ごとに策定される主務省令に基づき選定することとされており、発電所については、省令で一般的な事業内容を想定して参考項目が定められることとなる。太陽電池発電所は立地条件が様々であるため、環境要素が最も多いと考えられる林地を含む傾斜地で事業を実施する場合を一般的事業とすることで、多岐にわたる事業の一例とすることとした。(省令第二十一条、省令第二十三条)

(2) その他表現の適正化等【省令(平成十年六月通商産業省令第五十四号)、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第七十七号)】

その他表現の適正化等、必要な改正を行う。

以上